

民事訴訟法

左：誤、右：正

【平成19年】模範答案4頁・17行目以降

<p>…「時機に後れて」を満たす。 イ. しかし、「訴訟の完結を遅延させる」とはいえない。</p>	<p>…「時機に後れて」を満たす。 イ. <u>弁論準備手続終了後に陳述②をしたことについて合理的な説明をできないのであれば、少なくとも「重大な過失」も認められる。</u> ウ. しかし、「訴訟の完結を遅延させる」とはいえない。</p>
---	--

【平成23年】模範答案5頁・6行目以降

6行目と7行目の間に、次の文章を追加する。

債権者代位訴訟は代位債権者と債務者による訴訟共同が必要とされる固有必要的共同訴訟ではない。

【平成23年】模範答案5頁・18行目以降

<p>したがって、Bの債権者代位訴訟の確定判決の既判力がFに及ぶという関係があるから、類似必要的共同訴訟の関係が認められる。 (2) <u>そして、前述の通り、Fにも原告適格が認められるから、Fの共同訴訟参加が認められる。</u></p>	<p>したがって、Bの債権者代位訴訟の確定判決の既判力がFに及ぶという関係があるから、類似必要的共同訴訟の関係が認められる。 (2) <u>前述の通り、債権者代位訴訟が提起されても被代位権利についての他の債権者の処分権限は制限されないから、Fにも原告適格が認められる。</u> (3) <u>よって、Fの共同訴訟参加が認められる。</u></p>
---	---